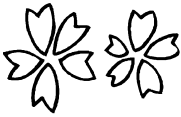


融資をご希望される方は必ずご一読ください。



## 令和4年度奨学生採用候補者の皆さまへ



# 入学時必要資金融資のご案内

入学時特別増額貸与奨学金(以下、増額奨学金とする)を予約した皆さまを対象に、ご希望であれば、増額奨学金交付までの間、ろうきんが入学時に必要な資金を、交付される増額奨学金の範囲内でご融資(最高50万円)することが可能です。(ただし、所定の審査があり、審査の結果によってはご希望にそえない場合がございます。)

ご返済は、進学後、増額奨学金が交付される第1回奨学金交付時に、当該奨学金を返済原資として、お利息を含めて一括してご返済いただきます。

### ○ 入学時必要資金融資の概要(労働金庫の融資制度となります)

お申し込みいただける方 (お申込後、審査をいたします)	次の3点(もしくは4点)を満たすことのできる奨学生採用候補者 ① 日本学生支援機構の奨学金対象校に合格し進学する方。【注1】 ② 日本学生支援機構の奨学金振込口座を労働金庫に指定できる方。【注2】 ③ ご父母(または親権者)のご住所またはお勤め先が労働金庫の取扱地域内にある方。 <以下は、日本学生支援機構の「令和4年度(大学等)(大学院)奨学生採用候補者決定通知」の「入学時特別増額貸与奨学金(有利子)」欄に「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』の申込:必要」の記載がある方のみ> ④ 入学時特別増額貸与奨学金の貸与条件(日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の融資を受けられなかった世帯の学生であること)を、融資申込前に満たしている方。 【注3】
お 使 い み ち	入学時に進学先に支払う教育資金(入学金、授業料)に限ります。 <u>すでに進学先に支払い済みのものは対象になりません。</u>
ご 融 資 金 額	増額奨学金の範囲(最高50万円)でのご融資。 上記のお使いみちの資金が上限になります。
ご 融 資 方 法	奨学生採用候補者ご本人を借主とした手形貸付。 原則として、融資金は奨学金振込口座としてご開設いただいた、ご本人名義の労働金庫普通預金口座へ入金後、労働金庫から進学先に、ご本人名義にて直接振り込みます。 【注4】
ご融資期間・ご返済方法	ご融資期間は増額奨学金交付時までとなります。 増額奨学金交付時に、同奨学金を返済原資として、ご本人名義の労働金庫の奨学金振込口座からの引落しにより、元金およびお利息を一括してご返済いただきます。
保 証 人	ご父母(または親権者)のいずれかを連帯保証人としてご契約いただきます。 なお、連帯保証人の追加をお願いする場合があります。
金 利	年1.66%程度(固定)【注5】

【注1】 海外の学校に進学する方は、本融資制度の取扱対象外となりますので、お申し込みいただけません。  
国内の学校でも、進学先の学校・学科が日本学生支援機構の奨学金支給対象校・対象学科となっていない場合には、本融資制度の取扱対象外となりますので、お申し込みいただけません。

【注2】 融資お申込後は、奨学金振込口座を他行に変更することはできません。

【注3】 本融資制度の利用を希望される場合には、ろうきんに融資を申し込まれるまでに、日本政策金融公庫(以下、「日本公庫」)または日本公庫の取扱代理店に「国の教育ローン」の借入申込を行い、「国の教育ローン」の融資を受けられなかったことを確認できる書類が発行されていることが条件となります。

【注4】 ろうきんから進学先への振込み以外のご融資方法は、現金納付・現金書留等、進学先への納付方法が制限されている場合に限りです。

【注5】 表示の金利は、令和3年9月1日現在のものです。

## ○ 融資のお申込みに際して、ご確認いただきたいこと

- ◇ 本融資制度には審査があり、審査結果によってはご融資ができない場合がございます。
- ◇ 本融資制度は、日本学生支援機構が支給する「入学時特別増額貸与奨学金」を返済原資としております。入学辞退により日本学生支援機構の奨学金が振り込まれない場合、別途の原資により、元金およびお利息についてご返済いただく必要がございます。
- ◇ お申込後、1週間程度の期間をいただき審査を行います。必要資金の納付期限まで2週間程度の余裕をもってお申し込みください。納付期限直前のお申込みの場合、受付できないことがありますので、事前にご予約のうえ、早期のご来店をお願いいたします。
- ◇ お申込時期が令和4年4月以降の場合は、お取り扱いできません。また、進学後に奨学金の申請手続き(進学届の提出)をされた後にはお申し込みいただけません。
- ◇ 進学先の学校・学科が、日本学生支援機構へ奨学金支給対象校の申請手続中である場合は、確認手続きに数日かかる場合がありますので、ご了承ください。

## ○ 融資のお申込みに際して、ご用意いただくもの

お申込みの際は、奨学生採用候補者ご本人がご父母(ご本人が未成年の場合は、ご父母双方または親権者)と一緒に、直接、ろうきんの窓口にご来店ください。

※ お申込みの手続きには一定のお時間がかかります。ご来店いただく前に、お電話等によるご予約をお願いいたします。

お申込時にご用意いただくもの	日本学生支援機構 交付書類	①「令和4年度(大学等)(大学院)奨学生採用候補者決定通知」 (対象の方のみ、次の②-1・2の書類も全てご用意ください)【注1】
		②-1「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」(様式)
	日本公庫 交付書類	②-2「国の教育ローン」が受けられなかったことを確認できる書類 (例:融資お断りのご連絡文書等)
	進学先 交付書類	③合格通知
		④入学時必要金額のわかる書類(入学案内等)
		⑤振込に必要な書類(進学先所定の振込用紙等)
	本人等 確認書類	⑥ご印鑑(ご本人、ご父母または親権者の各人それぞれの方のご印鑑をご用意ください)
		⑦本人確認資料(運転免許証または健康保険証、在留カード等)
⑧親子関係確認書類(健康保険証または住民票、戸籍謄本等) ※ご父母または親権者との関係が確認できる書類が必要となります。		

※上表のご用意いただくもののほかに、追加で書類等をご用意いただく場合がありますので、ご了承ください。

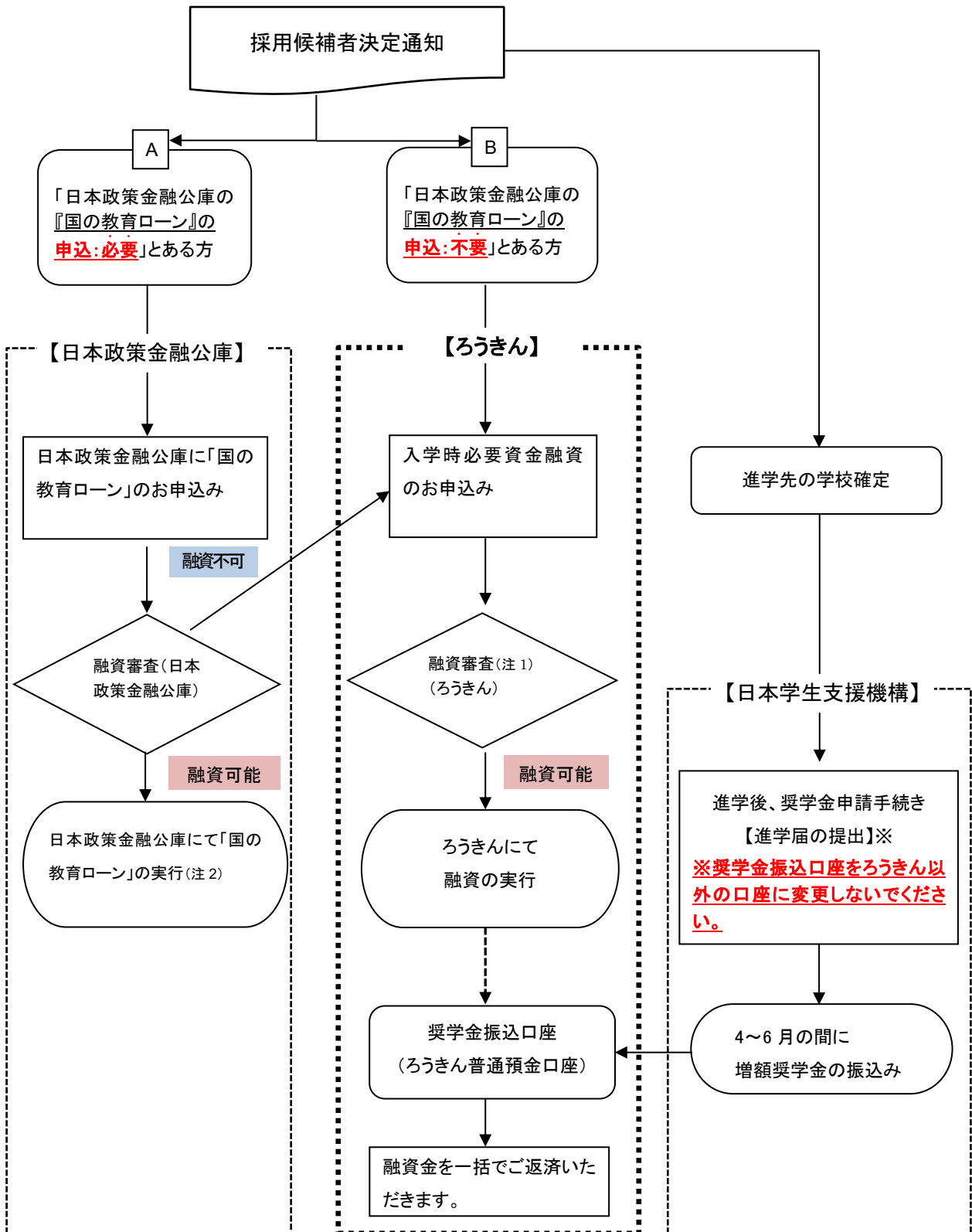
【注1】対象の方とは、「令和4年度(大学等)(大学院)奨学生採用候補者決定通知」の、「入学時特別増額貸与奨学金(有利子)」欄に「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』の申込:必要」と記載のある方になります。

ろうきんへの融資申込前に、日本公庫または日本公庫の取扱代理店に「国の教育ローン」をお申込みのうえ利用可否を確認し、上表②-1・2の書類をご準備ください。

なお、②-2は「国の教育ローン」を申し込んだ金融機関(日本公庫または日本公庫の取扱代理店)から渡される書類となります。

○ ろうきん「入学時必要資金融資」のお申込みから、融資実行およびご返済まで(概要)

※採用候補者決定通知の「入学時特別増額貸与奨学金(有利子)」の欄を見ていただき、AとBのどちらに該当するかを確認してください。融資をご希望される方でA(「国の教育ローン」の申込:必要)に該当される方は「日本政策金融公庫」、B(「国の教育ローン」の申込:不要)に該当される方は「ろうきん」へ、それぞれお申し込みください。



(注1) 審査結果によってはご融資できない場合もございます。

(注2) 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」にて融資を受けられた方は、重複してろうきんの「入学時必要資金融資」をご利用いただくことはできません。

## ○「奨学金制度の内容」に関するお問合せは日本学生支援機構へ

### 1. 奨学金制度の内容と申込手續について

例：「予約採用の仕組みがわからない。」「第一種・第二種奨学金は併用できるの？」  
「国の教育ローンはどこで申し込めばよい？」「奨学金対象校を確認したい。」等

### 2. 奨学金の貸与・給付および返還について

例：「貸与中・返還中の具体的な手続きを知りたい。」「所得連動返還ってなに？」  
「延滞するとどうなるの？」「在学中の返還猶予について知りたい。」等

### 【お問合せ先】

⇒日本学生支援機構奨学金相談センターにお問い合わせください。

**0570-666-301** (ナビダイヤル・全国共通)

(9:00～20:00土日祝日・年末年始を除く)

## ○「ご融資(入学時必要資金融資)」に関するお問合せ・お申込みはお近くのろうきんへ

※「奨学金制度の内容」あるいは「奨学金の申込手續」等に関することは、ろうきんではお答えできませんので、上記のお問合せ先へご確認をお願いいたします。

(お問合せ受付時間：平日9:00～17:00、12月31日～1月3日を除く)

金庫名	お問合せ窓口	ホームページ
北海道労働金庫	0120-51-0926	<a href="https://www.rokin-hokkaido.or.jp/">https://www.rokin-hokkaido.or.jp/</a>
東北労働金庫 (青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)	0120-19-1962	<a href="https://www.tohoku-rokin.or.jp/">https://www.tohoku-rokin.or.jp/</a>
中央労働金庫 (茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨) 【注】ローンセンター・コンサルティングプラザ横浜では受付けておりません。	0120-86-6956 (平日 9:00～18:00)	<a href="https://chuo.rokin.com/">https://chuo.rokin.com/</a>
新潟県労働金庫	0120-191-880	<a href="https://www.niigata-rokin.or.jp/">https://www.niigata-rokin.or.jp/</a>
長野県労働金庫	0120-1919-48	<a href="https://www.nagano-rokin.co.jp/">https://www.nagano-rokin.co.jp/</a>
静岡県労働金庫	0120-609-123 (平日 9:00～18:00)	<a href="https://shizuoka.rokin.or.jp/">https://shizuoka.rokin.or.jp/</a>
北陸労働金庫 (富山・石川・福井)	0120-379-656	<a href="https://hokuriku.rokin.or.jp/">https://hokuriku.rokin.or.jp/</a>
東海労働金庫 (愛知・岐阜・三重)	0120-226-616 (平日 9:00～18:00)	<a href="https://tokai.rokin.or.jp/">https://tokai.rokin.or.jp/</a>
近畿労働金庫 (滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山・兵庫)	0120-191-968 (平日 9:00～18:00)	<a href="https://www.rokin.or.jp/">https://www.rokin.or.jp/</a>
中国労働金庫 (鳥取・島根・岡山・広島・山口)	0120-86-3760 (平日 9:00～18:00)	<a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp/">https://www.chugoku.rokin.or.jp/</a>
四国労働金庫 (徳島・香川・愛媛・高知)	0120-505-690	<a href="https://www.shikoku-rokin.or.jp/">https://www.shikoku-rokin.or.jp/</a>
九州労働金庫 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島)	0120-796-210	<a href="https://kyusyu-rokin.com/">https://kyusyu-rokin.com/</a>
沖縄県労働金庫	0120-131-690	<a href="https://www.okinawa-rokin.or.jp/">https://www.okinawa-rokin.or.jp/</a>

※ 金庫名欄の( )内はお取扱い地域となります。

※ 最寄りの店舗のお問い合わせ先は、上記の各労働金庫ホームページにて掲載しています。